

岡崎市多面的機能支払交付金交付要綱

(通則)

第1 岡崎市多面的機能支払交付金（以下「交付金」という。）は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号。以下「国要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号。以下「国要領」という。）に基づいて、活動組織等が行う活動に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、岡崎市補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において「活動組織等」とは、国要綱第5に定める活動組織又は広域活動組織をいう。

(交付の対象及び交付額)

第3 交付の対象及び交付額は別表1に掲げるとおりとし、活動組織等の事業計画が認定された年度の4月1日以降に実施した活動について支援の対象とする。

(交付金に係る会計経理)

第4 交付を受けた活動組織等は、別表2の交付金欄に掲げる1の経費と2の経費を区分しなければならない。

(申請手続)

第5 規則第5条に基づく申請書の様式は、別記様式1－1号のとおりとし、市長が別に定める期日までに提出するものとする。

(交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請について、規則第6条の規定に基づき審査し交付金を交付することを決定したときは、別記様式2号により活動組織等に通知をするものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付金の交付を決定することができる。

(交付決定前の活動について)

第7 活動組織等は、農地維持活動及び資源向上活動に取り組む場合にあっては、原則として補助金交付決定（以下「交付決定」という。）に基づき行うものとする。ただし、当該年度内において、止むを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合には、あらかじめ別記様式1－2号により市長に報告しなければならない。この場合、補助事業として決定されとは限らない。

2 前項による報告をした活動組織等は、対象活動期間中における交付決定を受けるまでの期間内に実施した活動において生じたあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で取り組むものとする。

(交付金額の変更)

第8 活動組織等は、事業計画の変更等により交付金の額を追加又は減額する必要があるときは、第5の規定に準じて追加（又は減額）交付申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請について審査し、交付金を追加又は減額することを決定したときは、第6の規定に準じて追加又は減額の交付決定をするものとする。

(概算払の請求)

第9 交付金の交付に当たっては、概算払とすることができる。

2 活動組織等は、第6及び第8による交付決定の通知を基に交付金の概算払を受けようとするときは、別記様式3号により市長に請求しなければならない。

(実績報告)

第10 活動組織等は、当該年度の活動を終了したときは、国要綱別紙1の第5の7及び別紙2の第5の8に規定される実施状況の報告を、翌年度の4月5日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の実施状況の報告は、規則第10条に規定する実績報告書を兼ねるものとする。

3 活動組織等は、第1項に規定する実施状況の報告が当該年度末日を過ぎる場合には、別記様式4号により、年度末日までに活動の終了を報告しなければならない。

(交付金の額の確定)

第11 市長は、規則第11条に基づき交付金の額を確定したときは、別記様式5号によりその旨を活動組織等に通知するものとする。

(活動の廃止)

第12 活動組織等は、交付金の対象となる活動を廃止しようとする場合においては、別記様式6号により市長に申請しなければならない。

(交付金の返還)

第13 市長は、国要綱に定める返還が生じた場合、又は第12に規定する活動の廃止があった場合は、速やかに国要綱・国要領に基づき返還させるものとし、別記様式7-1号により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた活動組織等は、市長が定める期日までに交付金を返還するものとする。

(交付金の繰越し)

第14 活動組織等は、事業計画に定める活動期間内において、各年度の終了時点で生じた農地維持活動又は資源向上活動に係る交付金の残額を翌年度の経理に含めることができるものとする。ただし、農地維持活動及び資源向上活動（共同）に係る交付金と、資源向上活動（長寿命化）に係る交付金は、区分して経理に含めなければならない。

(交付金の精算)

第15 市長は、国要領の第1の11の(1)、又は第2の14の(1)に定める精算に係る返還が生じた時は、別記様式8-1号により通知するものとする。

2 市長から前項の通知を受けた活動組織等は、別記様式8-2号を市長に提出し、市長が定める期日までに交付金を返還するものとする。

3 当該事業の活動期間終了年度の翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受け、活動を継続する活動組織等については、活動の円滑な継続のために、当該残額を新たな事業計画に基づく交付金の経理に含めることができるものとする。ただし、農地維持活動及び資源向上活動（共同）に係る交付金と資源向上活動（長寿命化）に係る交付金は区分して経理に含めなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第16 活動組織等は、第10の規定による実績報告書を提出した後において、

消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、岡崎市多面的機能支払交付金に係る消費税額及び地方消費税額の額の確定の報告書（別記様式 9 号）を市長に速やかに提出するものとする。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、既に交付した交付金の全部又は一部の返還を請求することができる。
- 3 前 2 項の規定は、第11に基づく交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 4 第 6 の規定は、第 2 項に基づく返還があった場合について準用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

交付の対象		地目	10アール当たりの交付単価
農地維持活動		田	3,000円
		畑	2,000円
		草地	250円
資源向上活動（共同）	100%単価	田	2,400円（2,000円（※2））
		畑	1,440円（1,200円）
		草地	240円（200円）
	75%単価（※1）	田	1,800円（1,500円）
		畑	1,080円（900円）
		草地	180円（150円）
資源向上活動（長寿命化）（※3）		田	4,400円（3,666円）
		畑	2,000円（1,666円）
		草地	400円（333円）

【資源向上活動（共同）の交付単価について】

（※1）農地・水保全管理支払の共同活動又は資源向上活動（共同）を5年間以上実施した対象農用地又は資源向上活動（長寿命化）の対象農用地については、交付単価に0.75を乗じた単価とする。

（※2）資源向上活動（共同）における「多面的機能の増進を図る活動」に取り組まない場合には、交付単価に5/6を乗じた（ ）内の単価とする。

【資源向上活動（長寿命化）の交付単価について】

（※3）国要綱別紙5の第3に定める要件を満たさず、かつ直営施行を実施しない場合は交付単価に5/6を乗じた（ ）内の単価とし、交付金額の上限は国要綱別紙2の第6の2(2)に準ずるものとする。

加算措置

多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

地目	資源向上活動（共同）の10アール当たりの交付単価
田	400円
畑	240円
草地	40円

水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

地目	資源向上活動（共同）の10アール当たりの交付単価
田	400円

環境負荷低減の取組への支援

資源向上活動（共同）の10アール当たりの交付単価		
長期中干し	800円	
冬季湛水	4,000円	
夏季湛水	8,000円	
中干し延期	3,000円	
江の設置等	作溝実施	4,000円
	作溝未実施	3,000円

組織の体制強化への支援

1 組織当たり40万円

別表 2

交付金	交付金の対象
1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）	国要綱の別紙1の第4の農地維持活動、別紙2の第4の1の資源向上活動（共同）及び同3の組織の広域化・体制強化に係る経費。
2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）	国要綱の別紙2の第4の2の資源向上活動（長寿命化）に係る経費。

(別記様式 1 - 1 号)

申請年月日	〇〇年〇月〇日
〇〇年度	第 〇 回

〇〇年度 多面的機能支払交付金（農地維持及び資源向上（長寿
命化を除く））（追加（又は減額）） 交付申請書

(宛先) 岡崎市長

〇〇〇〇（組織の名称）

代表（住所）
（氏名） ※

(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

多面的機能支払交付金の交付を受けたいので、岡崎市多面的機能支払交付金交付要綱第 5
の規定により、下記のとおり申請します。

記

(1) 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）

交 付 申 請 額	項 目		金 額
	交付対象額	①	(円) 円
	うち前年度の返還相殺額	②	円
	うち既交付決定額	③	円
	今回申請額	④ = ① - ② - ③	円

多面的機能支払交付金の交付については、下記の振込口座にお振り込みください。

交 付 金 振 込 口 座	金融機関《ゆうちょ銀行以外》												
	金 融 機 関 名									支 店 名			
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金												
	預金種別（該当のものにレ印をつけてください）						口座番号（7桁に満たない場合は、右づめで記入）						
	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 通知												
	ゆうちょ銀行《ゆうちょ銀行の方はここに記入してください。》												
	記号（6桁目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）						
						※							
	フリガナ												
	口座名義												

(注) 交付金の振込口座の通帳の写し（口座番号、口座名義が分かる箇所）を添付してください。

※ 1) 交付金額の追加又は減額の申請をするときも、本様式を用いる。
その際は、「交付対象額（①）」の金額欄の上段に、（ ）書きで変更前の金額を記入する。

(別記様式 1 - 1 ②号)

申請年月日	〇〇年〇月〇日
〇〇年度	第 〇 回

〇〇年度 多面的機能支払交付金（資源向上（長寿命化））（追加
（又は減額）） 交付申請書

（宛先）岡崎市長

〇〇〇〇（組織の名称）

代表（住所）

（氏名）※

（※）本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

多面的機能支払交付金の交付を受けたいので、岡崎市多面的機能支払交付金交付要綱第 5
の規定により、下記のとおり申請します。

記

（1）資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

交付 申請 額	項 目		金 額
	交付対象額	⑤	(円) 円
	うち前年度の返還相殺額	⑥	円
	うち既交付決定額	⑦	円
	今回申請額	⑧ = ① - ② - ③	円

多面的機能支払交付金の交付については、下記の振込口座にお振り込みください。

交付 金 振 込 口 座	金融機関《ゆうちょ銀行以外》												
	金 融 機 関 名									支 店 名			
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金												
	預金種別（該当のものにレ印をつけてください）						口座番号（7桁に満たない場合は、右づめで記入）						
	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 通知												
	ゆうちょ銀行《ゆうちょ銀行の方はここに記入してください。》												
	記号（6桁目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）						
						※							
	フリガナ												
	口座名義												

（注）交付金の振込口座の通帳の写し（口座番号、口座名義が分かる箇所）を添付してください。

※ 1）交付金額の追加又は減額の申請をするときも、本様式を用いる。

その際は、「交付対象額（①）」の金額欄の上段に、（ ）書きで変更前の金額を記入する。

(別記様式1－2号)

〇〇年〇月〇日

〇〇年度 多面的機能支払交付金交付決定前着手報告書

(宛先) 岡崎市長

〇〇〇〇 (組織の名称) 代表 ※

(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、

記名押印してください。

〇〇年度多面的機能支払交付金事業について交付決定前着手したいので、別記条件を了承のうえ、下記のとおり報告します。

記

(1) 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)

交 付 申 請 額	〇〇〇, 〇〇〇円
着 手 予 定 年 月 日	〇〇年〇月〇〇日
理 由	

(2) 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)

交 付 申 請 額	〇〇〇, 〇〇〇円
着 手 予 定 年 月 日	〇〇年〇月〇〇日
理 由	

別記条件

1. 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災事変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は活動組織等が負担するものとする。
2. 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は、交付申請予定額に達しない場合において異議を申し立てないこと。
3. 当該活動については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

(別記様式2号)

〇〇岡崎市指令〇〇第〇〇号

〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇 (組織の名称)

代表 〇〇 〇〇 様

岡崎市長 氏 名

〇〇年度多面的機能支払交付金の(変更)交付決定について(通知)

〇〇年〇月〇日付けで申請のあった〇〇年度多面的機能支払交付金については、岡崎市多面的機能支払交付金交付要綱第6の規定によって、下記のとおり決定します。

記

1. 交付金額

- ・農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)
金 〇〇〇,〇〇〇円
- ・資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)
金 〇〇〇,〇〇〇円

2. 交付の条件

- (1) 交付金の受給対象者は、この交付金に関する関係法令、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号)、多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号)並びに岡崎市多面的機能支払交付金交付要綱に従わなければならない。
- (2) 交付金の受給対象者は、交付金の交付決定前に農地維持活動(及び資源向上活動)に取り組む場合にあつては、対象活動期間中における交付決定を受けるまでの期間内に実施した活動において生じたあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で取り組むものとする。

(別記様式3号)

〇〇年度 多面的機能支払交付金概算払請求書

〇〇年〇月〇日

(宛先) 岡崎市長

〇〇〇〇 (組織の名称) 代表 ※

(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、
記名押印してください。

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金交付決定の通知のあった本交付金について、下記のとおり概算払によって交付されたく請求します。

記

- ・ 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)
金 〇〇〇,〇〇〇円
- ・ 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)
金 〇〇〇,〇〇〇円

(別記様式4号)

多面的機能支払交付金事業活動終了報告書

〇〇年〇月〇日

(宛先) 岡崎市長

〇〇〇〇 (組織の名称) 代表 ※

(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、
記名押印してください。

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のありました下記事業の活動は、確かに〇〇年3月31日に完了したことを報告します。なお、実施状況報告書については、後日必要な書類を付けて〇〇年4月5日までに提出します。

記

- ・ 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）
- ・ 交付決定額 金 〇〇〇,〇〇〇円
- ・ 事業実施期間 〇〇年〇月〇日 から 〇〇年〇月〇日

- ・ 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）
- ・ 交付決定額 金 〇〇〇,〇〇〇円
- ・ 事業実施期間 〇〇年〇月〇日 から 〇〇年〇月〇日

(別記様式 5 号)

〇〇岡崎市指令〇〇第〇〇号

〇〇〇〇 (組織の名称)

代表 〇〇 〇〇 様

〇〇年〇月〇日付けで実施状況の報告のあった多面的機能支払交付金（農地維持支払及び
資源向上支払（施設の長寿命化のための活動を除く）・資源向上支払（施設の長寿命化のため
の活動））について、次のとおり確定した。

〇〇年〇月〇日

岡崎市長 氏 名

1 交付決定金額 ￥〇〇〇, 〇〇〇-

2 確定金額 ￥〇〇〇, 〇〇〇-

(別記様式 6 号)

〇〇年〇月〇日

多面的機能支払交付金の活動廃止について

(宛先) 岡崎市長

〇〇〇〇 (組織の名称) 代表 ※

(※) 本人 (代表者) が手書きしない場合は、
記名押印してください。

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で認定を受けた事業計画に基づく活動を廃止したいので、
下記のとおり申請します。

記

1. 対象となる事業計画

別添のとおり

2. 活動を廃止する日

〇〇年〇月〇日

3. 活動を廃止する理由

4. 活動の廃止に伴う措置

岡崎市多面的機能支払交付金交付要綱第 13 に基づき、交付金を返還します。

5. その他参考となる書類 (添付書類)

・総会における活動廃止の議決資料 (写)

※その他、活動廃止理由の参考となる資料があれば添付

(別記様式 7－1 号)

〇〇第〇〇〇号
〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇 (組織の名称)
代表 〇〇 〇〇 様

岡崎市長 氏 名

多面的機能支払交付金の返還について（通知）

多面的機能支払交付金の支払済み交付金について返還事項が確認されましたので、岡崎市
多面的機能支払交付金交付要綱第 13 に基づき、下記のとおり返還してください。

記

1. 返還事項

【記入例】

- ・多面的機能支払交付金実施要綱別紙 1 の第 9 の 1 の (○) に規定される返還
- ・対象農用地面積の減少による返還
 - 田：△〇ha 単価 〇〇,〇〇〇円
 - 畑：△〇ha 単価 〇〇,〇〇〇円
- ・活動廃止に伴う返還
- ・交付金額の減額に伴う返還

2. 返還金額

対象交付金	返還額	返還の対象となる期間
農地維持支払	円	〇年度～〇年度の〇ヵ年分
資源向上支払（長寿命化を除く）	円	〇年度～〇年度の〇ヵ年分
資源向上支払（長寿命化）	円	〇年度～〇年度の〇ヵ年分
計	円	

3. 返還期日

年 月 日

4. 振込先

金融機関名
口座番号

※ 振込み手数料については、交付金から充当できません。（活動組織の自己負担）

(別記様式 8－1 号)

〇〇第〇〇〇号

〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇 (組織の名称)

代表 〇〇 〇〇 様

岡崎市長 氏 名

多面的機能支払交付金の精算について (通知)

〇〇年〇月〇日付けで提出のあった〇〇年度多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書を確認した結果、事業計画に定める当該事業の活動期間終了年度となる〇〇年度末に交付金の残額がありますので、岡崎市多面的機能支払交付金交付要綱第 15 に基づき下記のとおり通知します。

記

1. 精算金額

区 分	精算金額
農地維持支払及び資源向上支払 (長寿命化を除く)	円
資源向上支払 (長寿命化)	円

2. 返還期日

年 月 日

3. 振込先

金融機関名

口座番号

※ 振込み手数料については、交付金から充当できません。(活動組織の自己負担)

4. 新たな事業計画に基づく交付金への繰入れについて

本通知を受けた活動組織等は、別記様式 8－2 号を市長に提出し、返還期日までに交付金を返還してください。

ただし、翌年度に新たな事業計画の認定を受け活動を継続する場合は、当該残額を新たな事業計画に基づく交付金の経理に含めることができます。

新たな事業計画に基づく交付金への繰入れを希望する場合は、別記様式第 8－2 号にてその旨を届け出てください。

(別記様式 8 - 2 号)

〇〇年〇月〇日

多面的機能支払交付金の精算について

(宛先) 岡崎市長

〇〇〇〇 (組織の名称) 代表 ※

(※) 本人 (代表者) が手書きしない場合は、
記名押印してください。

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で通知のあった多面的機能支払交付金の精算については、
下記のとおりとします。

記

【精算方法等】

項 目	精算金額	精 算 方 法	
		返 還	新たな事業計画へ繰入れ
農地維持支払及び資源向上支払 (長寿命化を除く)	円	☐	☐
資源向上支払 (長寿命化)	円	☐	☐

※該当する部分にレ印をつける。

(別記様式 9 号)

令和 年度消費税額の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

〇〇〇〇 (組織の名称) 代表 ※

(※) 本人 (代表者) が手書きしない場合は、
記名押印してください。

岡崎市多面的機能支払交付金交付要綱第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 交付金額の確定額

金 _____ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
(要交付金返還相当額)

金 _____ 円